

簡易公募型競争入札方式に準じた手続による手続開始の掲示
(電子入札対象案件)

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成29年9月13日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 田中 伸和

1 業務概要

(1) 業務名 平成29年度中野三丁目地区補償説明等業務その1

(2) 業務内容

本業務は、東京都市計画土地区画整理事業中野三丁目土地区画整理事業において、移転が必要となる建物等の権利者への補償説明等を行う業務である。

なお、本業務の全部又は主たる部分(本業務における「主たる部分」とは、総合的企画、業務遂行管理、及び技術的判断等をいう。)を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成30年3月30日まで

(4) 業務実施形態

本業務においては、入札等を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムにより難しいものは、「紙入札方式参加承諾願」を提出し、発注者の承諾を得ることにより紙入札方式に代えることができる。

紙入札承諾の基準及び提出様式は、当機構ホームページ「入札・契約情報」<http://www.ur-net.go.jp/order/>の電子入札ページに掲載の「電子入札運用基準」を参照すること。

<紙入札方式参加承諾願の提出期間及び場所>

提出期間：3(3)の参加表明書提出期限に同じ。

提出場所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー19階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

総務部首都圏入札課

電話03-5323-4782

提出部数：2部(1部押印し返却します)

2 競争参加資格

(1) 契約を締結する能力を有しない者または破産者で復権を得ていない者でないこと。

(2) 一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過していない者でないこと。

(3) 当機構東日本地区における平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争(指名競争)参加資格について、業種区分「補償」の認定を受けていること。

- (4) 当機構東日本地区に営業拠点等（技術者が1名以上常駐する本・支店、又は営業所等の拠点をいう。）を有する者であること。なお、技術者とは下記2(6)イに掲げる者とする。）を有する者であること
- (5) 平成19年度以降に東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県内の当機構施行又は当機構以外の施行者等による、土地区画整理事業又は土地区画整理事業以外の市街地再開発事業若しくは収用対象事業において、受注し完了した建物移転に係る補償説明業務の実績がある者であること。
ただし、前年度に完了した業務のうち、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部における企業の成績評定結果が60点未満の業務は実績として認めない。
- (6) 次に掲げる基準を満たす現場代理人を当該業務に配置できること。
イ 平成19年度以降において受注し完了した上記(5)に記載する業務の実績が1件以上ある者であること。
ロ 次のいずれかの資格を有する者であること。
1) 一般社団法人日本補償コンサルタント協会の「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている補償業務管理士
2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第117条の3に規定する技術検定の合格者として、合格証明書の交付を受けた者（土地区画整理士）
3) 土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第6条に規定する土地家屋調査士又は同法第3条に規定する土地家屋調査士となる資格を有する者
4) 測量法（昭和24年法律第188号）第49条第1項に規定する測量士
5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士
6) 補償実務経験が7年以上の者
ハ 参加表明書の提出期限日時点において参加表明者と直接的な雇用関係がある者であること。なお、前述の雇用関係が無いことが判明した場合、「虚偽の記載」として取り扱う。
- (7) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (8) 暴力団または暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。（詳細は、当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式および標準契約書等→標準契約書等について→「別紙 暴力団または暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずる者」を参照）
- (9) 上記(1)から(8)に定めるものの他、揭示文および入札説明書等に定める事項に違反する者でないこと。
- (10) 入札参加者を選定するための基準
選定に係る評価基準は上記2(1)から(9)に定める要件を満たしていることを前提とし、以下の【入札参加者を選定するための評価基準】のとおりとし、評価点の合計が高いものから原則10者を選定する。
また、評価点の合計が高い者から選定して同点により10者以上となっ

た場合は、当該者全てを選定するものとする。

参加表明者が10者に満たない場合は参加表明者数とする。

なお、参加表明者が10者に満たない場合でも、評価基準において非選定とする場合に該当した参加表明者は選定しない。

【入札参加者を選定するための評価基準】

参加表明書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウエイトは以下のとおりとする。

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト
	資格要件	判断基準	
参加表明者（企業）の経験及び能力	技術部門登録	<p>(様式2) (様式3) (様式8) 技術部門登録について下記の順位で評価する。</p> <p>① 下記③の認定を受けているほか、以下のいずれかの者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人日本補償コンサルタント協会の「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」第3条に掲げる総合補償部門において、第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士 ・一般社団法人日本補償コンサルタント協会の「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」第3条に掲げる物件部門、補償関連部門、機械工作物部門及び営業・特殊補償部門において、第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士 <p>を有している、かつ、土地区画整理法第117条の3に規定する技術検定の合格者として合格証明書の交付を受けた者（土地区画整理士）及び建築士法第2条第1項に規定する建築士を有している。</p>	① 5点
		<p>② 下記③の認定を受けているほか、以下のいずれかの者を有している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人日本補償コンサルタント協会の「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」第3条に掲げる総合補償部門において、第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士 ・一般社団法人日本補償コンサルタント協会の「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」第3条に掲げる物件部門、補償関連部門、機械工作物部門及び営業・特殊補償部門において、第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士 <p>③ 当機構東日本地区における平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格について、業種区分が「補償」の認定を受けている者であること。</p>	② 2点 ③ 0点

	迅速性	営業拠点等の所在地	<p>(様式4) 営業拠点等(注:技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等の拠点をいう)の所在地を下記の順位で評価する。 ① 東京都内に営業拠点等を有する。 ② 上記以外の当機構東日本地区に営業拠点等を有する。</p>	<p>① 5点 ② 3点</p>
	専門技術力	成果の確実性	<p>(様式5) 平成19年度以降において受注し完了した以下「A業務」又は「B業務」に係る実績を下記の順位で評価する。 ・A業務: 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県内の当機構施行又は当機構以外の施行者による土地区画整理事業において発注された建物移転に係る補償説明業務 ・B業務: 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県内の当機構施行又は当機構以外の施行者による土地区画整理事業以外の市街地再開発事業若しくは収用対象事業において発注された建物移転に係る補償説明業務</p> <p>① A業務の実績が2件以上ある。 ② A業務の実績がある。 ③ B業務の実績がある。</p> <p>ただし、前年度に完了した業務のうち、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部における企業の成績評定結果が60点未満の業務は実績として認めない。 なお、A業務又はB業務の実績があると認められない場合は選定しない。 記載する業務は最大5件までとし、1枚以内に記載する。</p>	<p>① 15点 ② 10点 ③ 5点</p>
配置予定現場代理人の経験及び能力	資格要件	技術者資格	<p>(様式6) 技術者資格を下記の順位で評価する。 ① 下記のいずれかの資格を有する者であること。 ・総合補償部門に登録された補償業務管理士、かつ、土地区画整理士 ・物件部門、補償関連部門、機械工作物部門及び営業・特殊補償部門に登録された補償業務管理士、かつ、土地区画整理士 ② 下記のいずれかの資格を有する者であること。 ・総合補償部門に登録された補償業務管理士 ・物件部門、補償関連部門、機械工作物部門及び営業・特殊補償部門に登録された補償業務管理士 ③ 下記のいずれかの資格又は経験を有する者であること。 ・②で定める部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者 ・土地区画整理士 ・建築士 ④ 下記のいずれかの資格等を有する者であること。 ・①で定める部門以外の部門に登録された補償業務管理士 ・土地家屋調査士 ・測量士</p>	<p>① 10点 ② 5点 ③ 3点 ④ 1点</p>

	専門技術力	業務執行技術力	<p>(様式6)</p> <p>平成19年度以降において受注し完了した以下「A業務」又は「B業務」に係る実績を下記の順位で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A業務：東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県内の当機構施行又は当機構以外の施行者による土地区画整理事業において発注された建物移転に係る補償説明業務 ・ B業務：東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県内の当機構施行又は当機構以外の施行者による土地区画整理事業以外の市街地再開発事業若しくは収用対象事業において発注された建物移転に係る補償説明業務 <p>① A業務の実績が2件以上ある。 ② A業務の実績がある。 ③ B業務の実績がある。</p> <p>なお、A業務又はB業務の実績があると認められない場合は選定しない。 記載する業務は最大5件までとし、1枚以内に記載する。</p>	① 15点 ② 10点 ③ 5点
施業 体務 制実	妥 当 性	施業 体務 制実	<p>(様式7) (様式8)</p> <p>下記の項目に該当する場合には選定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下請負等の内容が主たる業務である場合。 ・ 業務の分担構成が不明確又は不自然な場合。 	—
			評価点 合計	50点

3 入札手続等

(1) 担当支社等

①入札および契約に関する事項

〒163-1313

東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー13階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
総務部経理課

電話03-5323-0469

②参加表明に関する事項

〒163-1315

東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー15階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
事業推進部 中野駅エリア計画課

電話03-5323-0799 (内藤、木村、長谷川)

土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
(ただし、正午から午後1時の間は除く)

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

交付期間：平成29年9月13日(水)から平成29年10月25日(水)まで

交付場所：当機構ホームページからダウンロードすることとする。
(<http://www.ur-net.go.jp/orders/toshin/order.html>)

交付方法：無償

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成29年9月29日（金）午後4時

提出場所：上記3(1)②に同じ。

提出方法：参加表明書は、「入札説明書別記様式1『参加表明書』（押印済みのもの）をPDF形式又は画像ファイル（JPEG又はGIF形式）にして添付し、電子入札システムにて送信すること。（添付するのは「入札説明書別記様式1」のみでよい。）

あわせて、入札説明書別記様式1（押印済みの原本）を含むすべての必要書類を提出場所に事前連絡の上持参、もしくは簡易書留により郵送すること。（平成29年9月29日（金）必着。）（電送によるものは受け付けない。）

※電子入札による場合でも、電子による申請と同時に一式書類の持参または郵送が必要となります。

<承諾を得て紙入札とする場合>

すべての必要書類を提出場所に事前連絡の上、持参もしくは簡易書留により郵送すること。（電送によるものは受け付けない。）

あわせて、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(392円)分の切手を貼付し、「簡易書留」と朱書きした長3封筒を提出すること。」とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

① 入札の日時、場所及び入札書の提出方法

日 時：平成29年10月26日（木）午前10時から正午まで

場 所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
総務部首都圏入札課
電話03-5323-4782

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、持参又は郵送（簡易書留に限る）することとし、電送によるものは受け付けない。

② 開札の日時及び場所

日 時：平成29年10月27日（金）午前10時

場 所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
総務部首都圏入札課において行う。
電話03-5323-4782

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 免除

(2) 入札の無効

本掲示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、平成29年9月25日(月)までに「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)」を提出し、その後当該資格の認定を受け、かつ、本件の競争参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程(平成16年独立行政法人都市再生機構規程第4号)第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無 無

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 関連情報入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(8) 詳細は入札説明書による。

(9) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公開について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

①公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

ロ 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

②公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、

次に掲げる情報を公表します。

- イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 - ロ 当機構との間の取引高
 - ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 - ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨
- ③当方に提供していただく情報
- イ 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- ④公表日
- 契約締結日の翌日から起算して72日以内

以 上